

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT） チーム員登録及び研修等の実施に関する事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、「大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）」第3条における「大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪 DWAT」という。）」のチーム員登録にかかる推薦手続き及び研修の実施等について定めることにより、円滑な事務運営に資することを目的とする。

（チーム員登録に必要な推薦及び研修受講手続き等）

第2条 チーム員登録に必要な養成研修の受講対象者については、以下のいずれかの手続きにより、要綱第3条第1項に定める推薦を受けた者とする。

(1) 府と「大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（以下「協定」という。）」を締結する協力団体からの推薦

ア) 「社会福祉に関する事業を行う施設・事業所等（以下「施設等」という。）」が、「大阪 DWAT 協力施設等届出書（様式第2-1号）」を協力団体へ提出（協力団体を通じて府へ提出）し、協力団体から府へ「大阪 DWAT 協力施設等届出書（様式第2-2号一覧表）」の提出があった施設等から「研修受講の推薦者名簿（様式2-A）」により推薦があったもの。【別紙フローA 参照】

イ) 研修受講希望者が勤務する施設等の長から、「大阪 DWAT 協力施設等届出書（様式第2-1号）」及び「研修受講の推薦者名簿（様式2-A）」の提出が困難であるものの、協力団体（職能団体に限る）において、研修受講希望者が施設等の長から口頭等で理解を得ていると確認し、研修受講者として相応しい者と判断のうえ、府へ「研修受講の推薦者名簿（様式2-A）」等により推薦があったもの。【別紙フローB 参照】

(2) 府と個別に協定を締結する法人が運営する個別協力施設等の長からの推薦

要綱第2条第3項に定める「大阪 DWAT 協力申出書（様式第3号）」を府へ提出し、府と協定を締結した法人が運営する施設等のうち「大阪 DWAT 協力施設等届出書（様式第2-1号）」の提出のあった施設等（個別協力施設等）の長から、「研修受講の推薦者名簿（様式2-A）」により推薦があったもの。【別紙フローC 参照】

（研修の種類等）

第3条 研修は次に掲げるものとし、その内容は研修ごとに定める。

(1) 養成研修 チーム員登録に必要な基礎研修（要綱第3条第2項に定める所定の研修）

(2) ステップアップ研修 要綱第3条第2項の「チーム員登録を受けた者（以下「チーム員登録者」という。）」を対象とする、知識・技術の向上、モチベーション維持等を目的とした研修

チーム員登録者は、概ね2年経過するごとに、1回以上の受講に努めること。

- (3) コーディネーター研修 被害状況の把握が難しい被災地への先遣派遣による状況把握や、大阪 DWAT の円滑な受け入れに向けた調整、DWAT 本部・避難所管理者等との連携・調整を担うチーム員を養成する研修

(研修の方法)

第4条 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて訓練により行うものとする。

(研修の修了基準)

第5条 原則として、総研修時間の9割以上の出席をもって修了とする。

(チーム員登録及び登録情報の変更等の手続き)

第6条 チーム員登録・変更等に係る手続きについては、個人情報の流出防止、登録情報の変更等を速やかに反映させるなどの観点から、原則として「大阪 DWAT チーム員ポータルサイト」により、チーム員登録者が行うものとする。

ただし、オンライン登録の環境がないなど、やむを得ないと認められる場合は、書面による登録手続きを認めるものとする。

(1) 登録手続きについて

養成研修を修了した者は、速やかに、「大阪 DWAT チーム員ポータルサイト」の「新規ユーザー登録」へ必要な情報を入力するものとする。

(2) 登録情報の変更手続きについて

チーム員登録者は、登録した情報（連絡先、所属事業所等）に変更が生じたときは、速やかに「大阪 DWAT チーム員ポータルサイト」の「マイページ」へ変更が必要な情報を入力し、「大阪府行政オンラインシステム」の「[変更]大阪 DWAT チーム員名簿」で報告するものとする。

なお、登録情報のうち、所属事業所（勤務先）が変更となった場合は、新たな所属の長の了解を得たうえで、変更登録手続きを行わなければならない。

(3) 登録辞退の手続きについて

チーム員登録者は、登録を辞退するときは、「大阪 DWAT チーム員ポータルサイト」の「退会ページ」（「大阪府行政オンラインシステム」の「[辞退]大阪 DWAT のチーム員名簿」）へ辞退する理由等を入力するものとする。

併せて、府から「大阪 DWAT ユニフォーム（ビブス）」を貸与している場合は、速やかに府へ返却すること。

(大阪DWAT名簿への登録)

第7条 大阪府災害福祉支援ネットワーク事務局（府地域福祉推進室地域福祉課）は、前条による養成研修受講者等の適正な手続きを確認したときは、要綱第3条第2項に定める「大阪DWAT名簿」へ登録・変更・登録削除の処理を行うものとする。

(チーム員養成研修修了証の交付等)

第8条 府は、前条の名簿登録を行ったのち、チーム員登録者へ「大阪府災害派遣福祉チーム員養成研修修了証(様式1)」の交付及び「大阪 DWAT ユニフォーム(ビブス)」を貸与するとともに、第2条による推薦手続きを行った協力団体及び施設等へチーム員登録された旨を通知するものとする。なお、令和3年度以降にチーム員養成研修を修了したチーム員の「大阪 DWAT ユニフォーム(ビブス)」は、修了時、訓練時または派遣時のいずれかのタイミングで貸与する。

(チーム員登録の抹消)

第9条 府は、チーム員登録者について、チーム員活動等における法令違反や公序良俗に反する行為等が認められ、大阪 DWAT の チーム員として登録を継続することが適当でないと判断したときは、当該登録者を推薦した協力団体、施設等又は個別協力施設等と協議のうえ、登録を抹消するものとする。

(大阪 DWAT 協力施設等の府ホームページへの掲載)

第10条 府は「大阪 DWAT 協力施設等届出書(様式第2-1号)」の提出を受けた施設等及び個別協力施設等について、大阪 DWAT の平常時における地域活動の促進や施設等の連携を図る観点から、府ホームページへ、法人名、施設名、施設所在地、圏域(二次医療圏域の区分)を掲載することができる。

(附則)

この要領は令和2年2月13日から施行する。

この要領は令和3年8月5日から施行する。

この要領は令和7年10月31日から施行する。

(様式1)

大阪DWA T養成研修修了証

氏 名
(大阪DWA T登録番号第 ー 号)

あなたは 年度「大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）
養成研修」の課程を修了し
大阪DWA Tチーム員として登録されたことを証明します

年 月 日

知 事 名

(様式2-A)

法人名：

研修受講の推薦者名簿

施設名		氏名	保有資格
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		

※保有資格欄：複数の資格を有する場合には「現在の業務に最も関係が深い資格」を1つ記載してください。また、保有資格については、養成研修受講後のチーム員登録手続きの際、ご本人から改めて申し出て頂きます。

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱に定める様式

(様式第 2 - 1 号)

大阪 DWAT 協力施設等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

法人住所

法人名

代表者氏名

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 2 条第 2 項の規定により、災害派遣福祉チームへの協力について届け出ます。

施設名	
施設長名	
所在地	〒
連絡先	担当者 職・氏名 TEL FAX E メールアドレス

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱に定める様式

(様式第2-2号 一覧表)

大阪 DWAT 協力施設等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

協力団体住所

団体名

代表者氏名

(担当者氏名・連絡先)

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第2条第2項の規定に基づき、災害派遣福祉チームに協力する施設について届け出します。

[illegible]

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱に定める様式

(様式第 3 号)

大阪 DWAT 協力申出書

年 月 日

大阪府知事 様

法人住所

法人名

代表者氏名

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 2 条第 3 項の規定により、災害派遣福祉チームへの協力について申し出ます。

施設名	
施設長名	
所在地	〒
連絡先	担当者 職・氏名 TEL FAX E メールアドレス